

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進するためには、より実効性をもつ取組に重点を置く必要があります。

我が国では、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、健康づくりに対する機運の醸成が進み、自治体、保険者、企業、教育機関、民間団体等が連携する取組を通じて、健康寿命は確実に延伸しています。

また、ICT(情報通信技術)やデータヘルス改革の進展、健診・検診等のデータ標準化やPHR(保健医療情報)サービスの普及など、健康づくり分野においても最新のテクノロジーを活用する動きが広まっております。

一方で、少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児・介護との両立、高齢者の就労拡大等による多様な働き方の広まり、デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速、次なる新興感染症を見据えた新しい生活様式への対応といった社会変化が進んでいます。

これらを踏まえ、令和6年4月に、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針である「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」が施行されております。

本町では、「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指して、「松島町健康増進計画」「松島町母子保健計画」「松島町歯と口腔の健康づくり基本計画」「松島町食育推進計画」「松島町自死対策計画」を策定し、ライフステージに応じた生活習慣や社会環境の改善に向けて、より効果的な取組を推進してきました。

このたび、上記の各計画期間が終了となることから、個別計画について分析・評価を行うとともに総合的・一体的に再構築し、令和7年度から令和18年度までの12年間を計画期間とする新たな「松島町健康増進総合計画」を策定します。

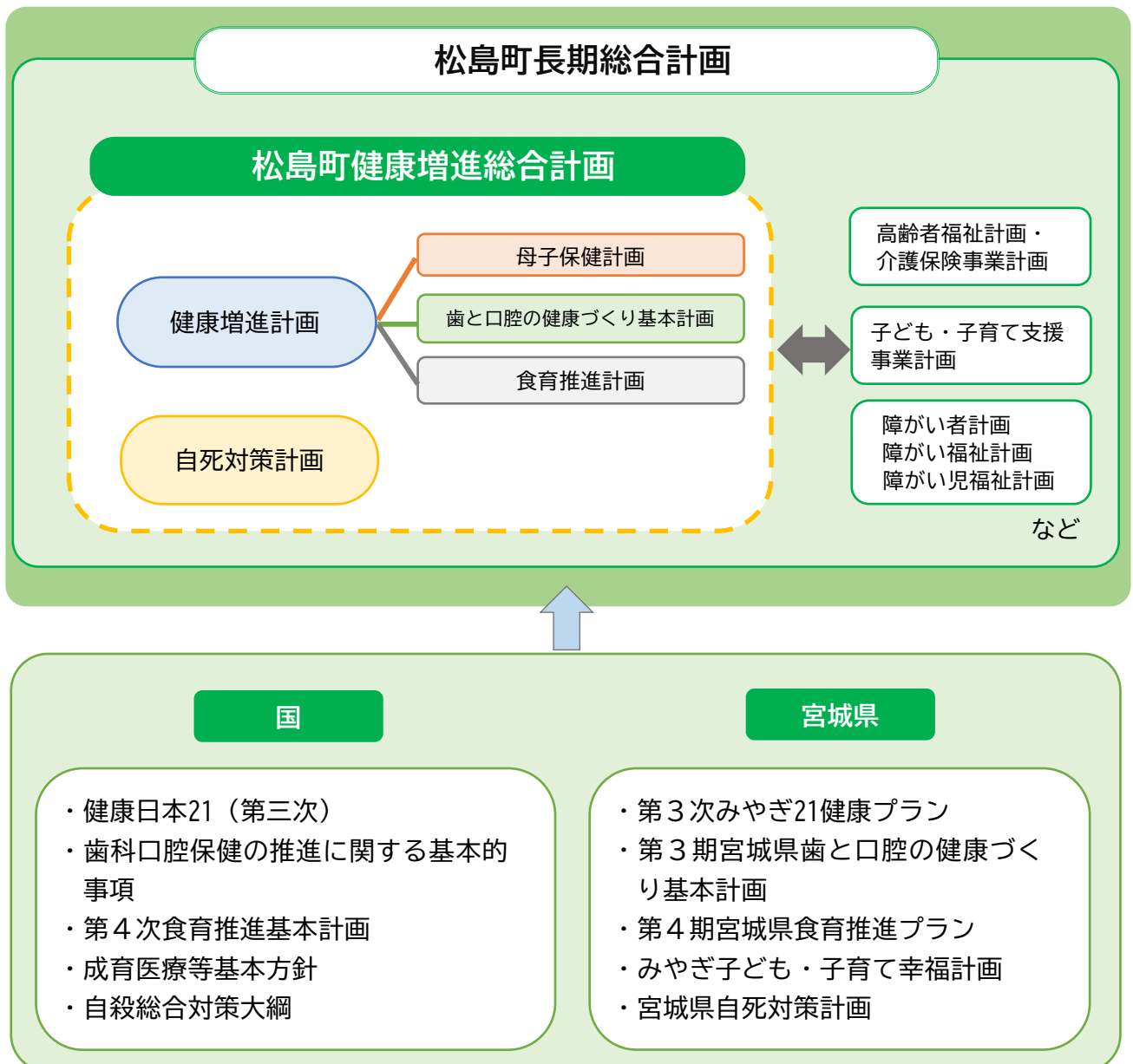
2 計画の位置づけ

本計画は、「松島町長期総合計画」を上位計画とし、以下に規定する「健康増進計画」、「母子保健計画」、「歯と口腔の健康づくり基本計画」、「食育推進計画」、「自死対策計画」の5つの計画との整合性を図り、健康づくりの推進にかかる分野を「健康増進計画」、自死対策の推進にかかる分野を「自死対策計画」として策定します。

- 「健康増進計画」：健康増進法第8条第2項に定める市町村健康増進計画
- 「母子保健計画」：成育基本法^{※1}に定める成育医療等基本方針^{※2}に基づく計画策定指針
- 「歯と口腔の健康づくり基本計画」
：歯科口腔保健の推進に関する法律第12条第1項に定める基本的事項
- 「食育推進計画」：食育基本法第18条第1項に定める市町村食育推進計画
- 「自死対策計画」：自殺対策基本法第13条第2項に定める市町村自殺対策計画

※1 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

※2 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針



3 計画期間

本計画の期間は、国の健康日本21(第三次)、宮城県の第3次みやぎ21健康プランの計画を踏まえ、令和7(2025)年度から令和18(2036)年度までの12年間とし、当該計画に関わる国の計画や大綱の改正などに基づき、令和12(2030)年に中間評価を行い、令和17(2035)年に調査を実施して最終評価を行い、令和18(2036)年に次期計画を策定します。

	平成 26年度	平成 29年度	平成 31年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 9年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 18年度
国	健康日本21(第二次)				健康日本21(第三次)					
宮城県	第2次みやぎ21健康プラン				第3次みやぎ21健康プラン					
松島町健康増進計画	第2次					<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> 「松島町健康増進総合計画」 として策定 中間 評価 </div>				
松島町母子保健計画	第五次									
松島町歯と口腔の健康づくり基本計画	第二期									
松島町食育推進計画	第3期									
松島町自死対策計画	第1次									

4 SDGsについて

世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない「多様性」と「包摂性」のある持続可能な社会を実現するため、平成27(2015)年の国連総会において、「我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

2030アジェンダには、国際社会の共通目標として、「貧困」「教育」「エネルギー」「気候変動」等、17の目標(GOALS)と169のターゲットを示した「SDGs(持続可能な開発目標)」が明記されており、世界各国が目標達成に向け取り組んでいます。

我が国では、平成28年に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、SDGsの要素を地方自治体の各種計画に最大限反映することとされており、本町でも『松島町長期総合計画』や町の分野別計画等においてSDGsの理念を取り入れています。

松島町健康増進総合計画においても、SDGsの理念や目標(特に目標3「全ての人に健康と福祉を」)を踏まえながら、各種施策を推進することで、持続可能な社会の実現に参画していきます。



5 国の動向

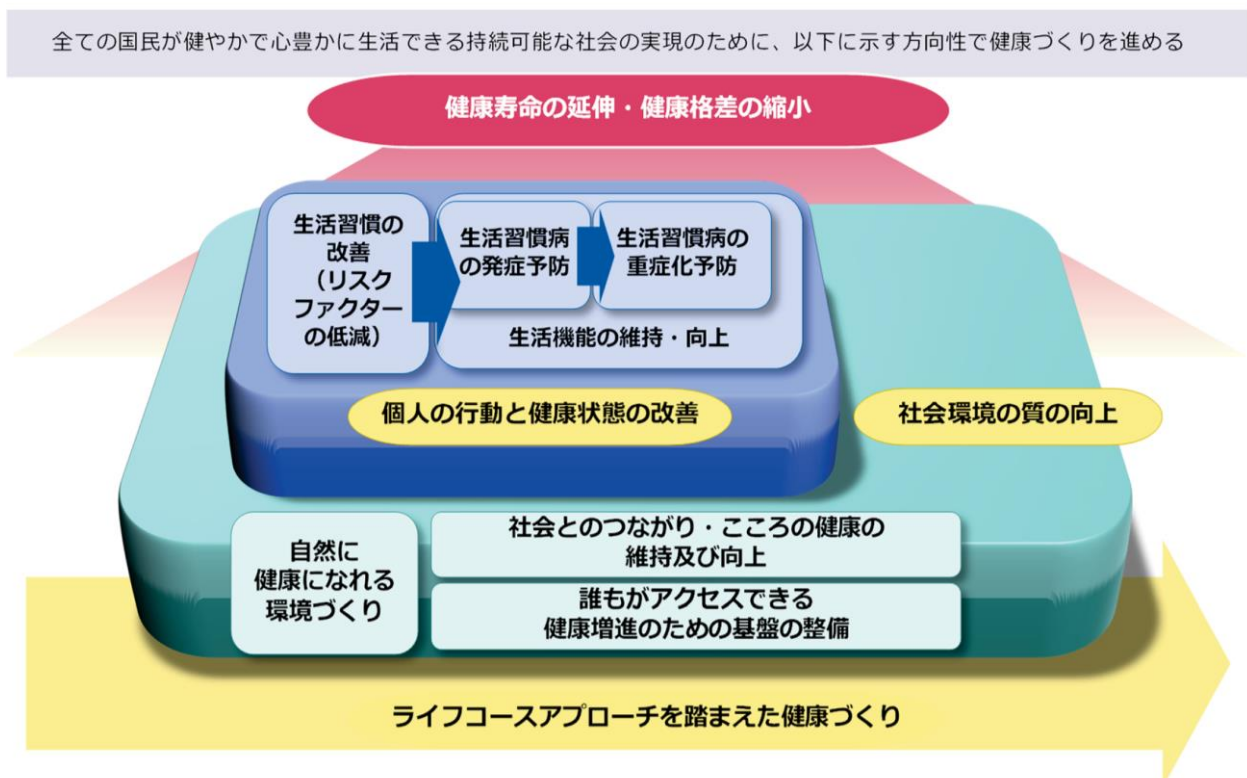
(1) 健康増進に関わる動向

国では「健康日本21(第三次)」（令和6年度～令和17年度）を策定し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョン実現のため、ライフコースアプローチを念頭に置いて、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上に取り組むことで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指すとしています。

平成12年の健康日本21開始以来、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、自治体、保険者、企業、教育機関、民間団体など多様な主体による予防・健康づくり、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備、ナッジ・インセンティブといった、当初はなかった新しい要素の取り込みがあり、こうした諸活動の成果により、健康寿命は着実に延伸してきたと評価されています。

一方で、一次予防に関連する指標の悪化、健康増進に関するデータの見える化・活用の不十分さなどが課題となっており、加えて、総人口・生産年齢人口の減少、デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速など、今後予想される社会変化なども踏まえて、新たにビジョン及び基本的な方向が示されています。

【健康日本21（第三次）の概念図】



資料：厚生労働省「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」

(2) 母子保健に関わる動向

国では、「健やか親子21(第2次)」を平成27(2015)年3月に策定し、10年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、すべての国民が地域や家庭環境等の違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指してきました。

その後、令和元(2019)年に施行された成育基本法に基づき策定された「成育医療等基本方針」では、「健やか親子21」が基本方針に基づく国民運動として位置づけられ、子育て当事者や国民全体への普及啓発を促進するものとしています。

成育基本法は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とした理念法であり、成育医療等基本方針では、保健分野のみならず、医療、福祉、教育等の幅広い分野における課題や施策の方向性を定めています。

【成育医療等基本方針の概要】

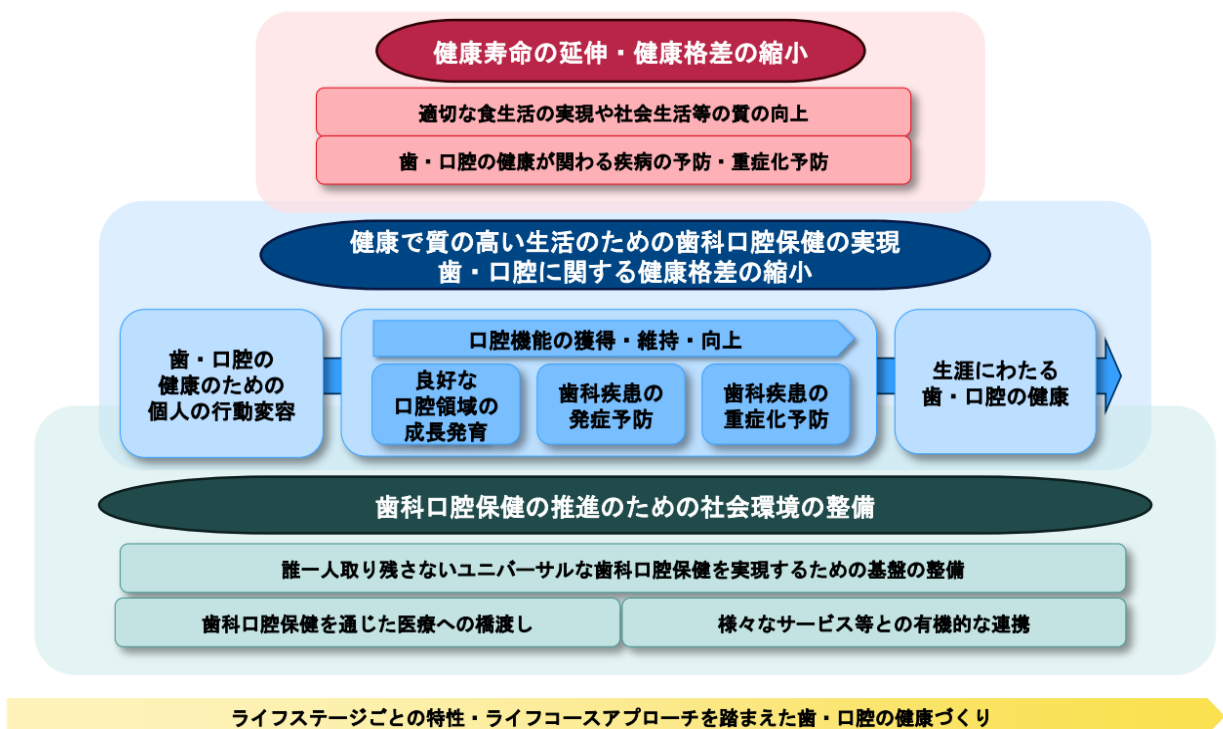
- ・成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組を推進するため、各分野における施策の相互連携を図りつつ、横断的な視点での総合的な取組を推進する。
- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育の保障、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）、こどもの意見を尊重する。
- ・国は、成育医療等に関する施策を総合的に策定・実施する。評価指標の作成、PDCAサイクルによる地方公共団体の取組や、都道府県による広域連携を推進するための適切な支援を実施する。

資料：子ども家庭庁「健やか親子21と成育基本法」

(3) 歯と口腔の健康づくりに関わる動向

国では、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を令和5(2023)年10月に全部改正し、健康日本21(第三次)をはじめとした他の計画(医療計画、医療費適正化計画等)との計画期間を一致させ、整合性を図るために、令和6年度から「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)」「(歯・口腔の健康づくりプラン)を展開しています。

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進するために制定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」で規定している、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発等の施策の総合的な実施のための方針、目標、計画を策定しました。

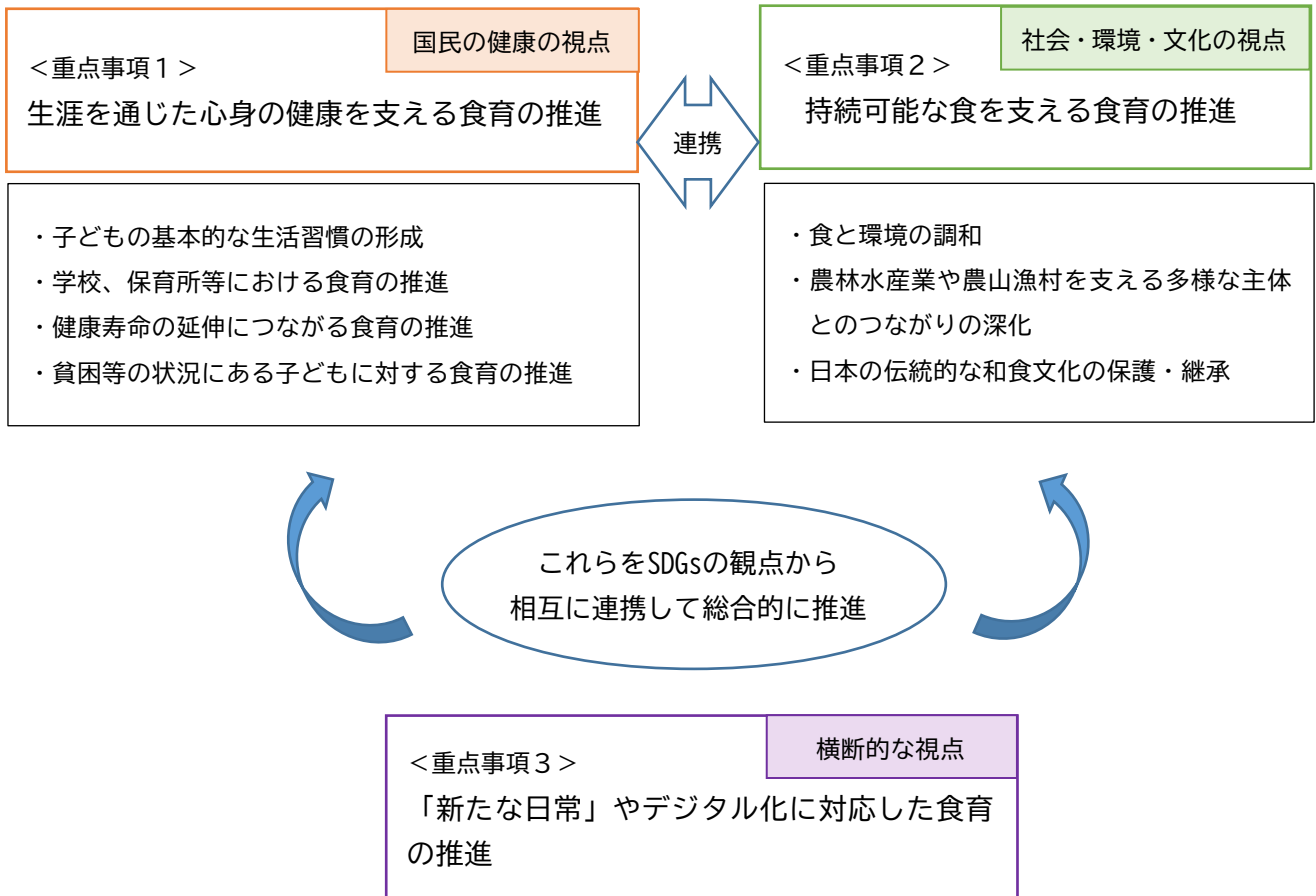


資料:厚生労働省「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」

(4) 食育推進に関わる動向

国では、「第4次食育推進基本計画」を令和3(2021)年3月に策定し、「第3次食育推進基本計画」(平成28(2016)年3月策定)を踏まえつつ、新たに「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項として掲げています。

【第4次食育推進基本計画の概要】



資料:厚生労働省「食育の推進に関する施策についての基本的な方針」

